

# 11 特定公共賃貸住宅（特公賃）について

特定公共賃貸住宅とは、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき建設された住宅で、一般の市営住宅とは異なり、市営住宅の所得基準を超える中堅所得者の方を対象とした住宅のことです。呉市では、川尻・倉橋・蒲刈・安浦・豊浜・豊の各地区に建設されています。

## (1) 特定公共賃貸住宅一覧

地区	住宅名	所在地	建設年度	構造	エレベーター	戸数	間取り	家賃(円)	浴槽	単身入居	備考
川尻	川尻東第8アパートの一部	川尻東2丁目2番内	平9	高耐(6F)	有	4	6・6・4半・6・台11半	38,000~63,000	有	—	
倉橋	上河内アパート	倉橋町1266番地	平7	中耐(3F)	—	3	6・6・台6	31,000~54,000	有	可	※2
						9	8・6・6・台10	36,000~63,000	有	—	※2
蒲刈	港谷アパートの一部	蒲刈町田戸1026番地	平6	中耐(3F)	—	3	6・6・6・台12	40,000~60,000	有	—	
	前田住宅	蒲刈町宮盛920番地	平9	低耐(2F)	—	7	6・6・台6	20,000~40,000	有	可	※2
安浦	安浦ひらき第3アパートの一部	安浦町中央北2丁目16番内	平10	高耐(6F)	有	4	8・6・6・6・台8	45,800~87,500	有	—	※2
						2	8・6・6・台16	45,800~87,500	有	—	※2
	安浦水尻アパートの一部	安浦町水尻1丁目4番内	平10	高耐(10F)	有	9	8・8・7・台13	45,800~87,500	有	—	※1
						9	6・6・6・6・台12	45,800~87,500	有	—	※1
豊浜	大浜住宅	豊浜町大字大浜496番地	平10	低耐(2F)	—	4	6・6・6・台10	35,000~65,000	有	—	※2
豊	中大浦アパート	豊町大長4782番地3	平8	中耐(3F)	—	13	10・7・7・6・台4半	30,000~55,000	有	—	※2

## (2) 特定公共賃貸住宅の申込資格

- ① 自ら居住するための住宅を必要とすること。(持家がある場合などは、申込みできません。)
- ② 現に同居し又は同居しようとする親族があること。  
婚姻届を提出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方及び申込日から3ヶ月以内に婚姻予定の方は、申込むことができます。また、家族を不自然に分割して申込みをすることはできません。
- ③ 単身申込み可能な住宅への申込みについては、配偶者のいる方の単身での申込みや、同居者と不自然に別居しての申込みではないこと。
- ④ 市町村民税や市営住宅家賃を滞納していないこと。
- ⑤ 申込者及び同居しようとする方が、暴力団員でないこと。
- ⑥ 申込者が、成人であること。(未成年者でも、既に婚姻しておられる方は申込みできます。)
- ⑦ **月額額が、158,000円以上487,000円以下であること。**(月額額の求め方は、8ページを参照してください。)

原則として収入基準を下回る方は申し込み資格がありません。ただし、主たる生計を得ている申込者(同居者)が40歳未満で、所得の上昇が見込める場合は、特例として月額額123,000円以上で申し込み可能です。

[基準早見表] (目安)	申込みができる年間総所得金額(円)					
	単身	2人	3人	4人	5人	6人
特例の下限	1,476,000	1,856,000	2,236,000	2,616,000	2,996,000	3,376,000
下限	1,896,000	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000	3,796,000
上限	5,844,000	6,224,000	6,604,000	6,984,000	7,364,000	7,744,000

(注) 表の金額は、特別控除・調整控除が含まれていません。(控除対象者がいる場合は、控除額が加算されます。)

(注) 就職して1年未満の場合及び休業期間がある場合などは、この表では正確な基準額が確認できません。

## (3) 特定公共賃貸住宅の申込方法

申込み受付は随時行っており、希望の住宅に空き部屋が出た場合、修繕完了後に受付順に入居となります。